

投資委員会命令

第 1/2560 号

件名：プロジェクト審査小委員会の権限および役割の改定増補

仏暦 2557 年（2014 年）7 月 22 日付投資委員会命令第 5/2557 号「プロジェクト審査小委員会の任命」に基づき、プロジェクト審査小委員会の権限および役割の改定増補が適当であるため、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 11 条の権限および仏暦 2559 年（2016 年）12 月 26 日付投資委員会決議第 5/2559 回に基づき、仏暦 2557 年（2014 年）7 月 22 日付投資委員会命令第 5/2557 号「プロジェクト審査小委員会の任命」を改定増補する。その権限および役割は以下の通り、

「1. 下記の件の認可・不認可の審査

1.1 投資規模が 2 億バーツ以上～20 億バーツを超えない（土地代および運転資金を除く）プロジェクト、および投資規模が 20 億バーツ以上（土地代および運転資金を除く）の輸出向け製品の製造事業であるプロジェクトに対する投資奨励

1.2 プロジェクトの改定変更、税金金額に対する影響が投資規模の 20 億バーツ以上（土地代および運転資金を除く）のプロジェクトに対し認可された金額の 10% を超えない実際の投資金額に応じた追加の税務恩典の付与、および投資委員会事務局に委任していない全投資規模の奨励プロジェクトの実施期間延長

2. プロジェクト審査小委員会および投資委員会事務局に委託していない投資規模が 20 億バーツ以上（土地代および運転資金を除く）のプロジェクトに対する投資奨励の審査

3. 委員会または委員長が委ねるその他の任務 」

尚、只今より有効とする。

発令日：仏暦 2560 年（2017 年）1 月 16 日

プラユット・チャンオーチャー

投資委員会委員長